

# 竹島問題と クリティカル・デート



三好 正弘  
(愛知大学名誉教授)

はじめに

- 1 竹島問題の始まり
- 2 日韓基本条約、漁業協定及び大陸棚協定における竹島の扱い
- 3 韓国の「実効的支配」の主張
- 4 クリティカル・デート
  - (1) 紛争の定義
  - (2) 国際判例におけるクリティカル・デートの扱い
  - (3) クリティカル・デートに付随する法的問題点
- 5 日韓間の紛争としてどう対処するか

おわりに

はじめに

日韓間の大きな懸案事項として竹島（韓国名：独島）問題があり、今のところ解決の目途はまったく立っていない。韓国の公式の立場は、竹島紛争は存在しないというにあり、逆に我が国は紛争があるという立場に立つ。この認識に基づき、我が国はこれまで3度にわたりこの問題を国際司法裁判所に付託しようと韓国に働きかけたが、韓国は紛争の不存在を理由にこれに応じていない。一方、韓国は竹島における「実効的支配」と称する各種の活動を強化し続けており、その占有状態を既成事実化しようとしているようである。また、そのための広報活動も活発に行なっている。これに対して、領有権を主張する我が国は、俗にいう「及び腰」の対応を続けてきたように思われ<sup>1</sup>、もっと積極的な行動がとれないか

1 いわゆる「李承晩ライン」の設定後、我が国の巡視船が竹島周辺海域で管轄権行使を躊躇してきた事実がある。竹島が我が国の領土なら、その周辺海域において執行管轄権を行使して当然であるところ、海上保安庁の巡視船が1953年7月12日現場で韓国海洋警察庁の警備艇と鉢合わせになったとき、遠慮して強硬な行為を避けて逆に銃撃された事件があり

と苛立つ声も一部に聞かれる状況にある。

この小論では、もっぱら国際法の観点から問題点を整理し、読者諸賢のご参考に供したいと思う。

## 1 竹島問題の始まり

簡単にいえば、この問題は、1952年1月18日に韓国の李承晩大統領が「海洋主権宣言」なる布告を発して<sup>2</sup>、一方的に日本海に広大な海域を囲い込む「平和ライン」（いわゆる「李承晩ライン」）を引き、それまで韓国沿岸近くまで出掛けて操業していた我が国の漁船<sup>3</sup>の接近を排除しようとした際に、そのラインの中に竹島を囲い込んだのが発端である。韓国はそれ以来竹島を歴史的にも法的にも韓国の領土であると言い続け、その主張を正当化しようと若干の古地図や古文書を引き合いに出している。

これに対して、我が国は歴史的にも法的にも竹島は日本領であるとし、官民を挙げてかなり詳細な法的分析を提示してきた。この間、我が国は1954年9月25日に口上書を以て竹島の領有権問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託すべきことを提案したが<sup>4</sup>、韓国は同年10月28日の公文によりこれを拒否し<sup>5</sup>、更に1962年3月日韓外相会談の際に我が国は再度同趣旨の提案をしたが、韓国側はこれを受け入れなかった。最近では2012年8月10日の李明博前大統領の突然の竹島上陸を受けて、我が国は8月21日改めて竹島問題をICJに共同提訴すべきことを口上書を以て韓国に提案したが、韓国は8月30日口上書を以てこれを拒否する意思を伝達して来た<sup>6</sup>。

我が国が竹島を領土として編入したのは、竹島でアシカ漁を営んでい

（『朝日新聞』、1953年7月13日夕刊、1頁：「韓国側から発砲 竹島で保安庁巡視船撃つ」、その後は当該海域に近づくことさえ控えてきたきらいがある。

2 この李承晩大統領の布告自体は、1945年9月28日の米国大統領の「保存水域宣言」及び「大陸棚宣言」に倣って若干の中南米諸国が大陸棚宣言を行なったのに続いて、数年後に発布されたものである。

3 当時我が国は領海3海里主義に立ち、3海里以遠の水域（公海）における沿岸国のいかなる管轄権行使にも反対していて、我が国の漁船は韓国沿岸3海里近くまで出漁していた。

4 外務省ホームページ『竹島問題の概要』、「9. 国際司法裁判所への提訴の提案」。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g\_teiso.html（2014年2月27日アクセス）

5 塚本孝「国際法から見た竹島問題」：平成20年度「竹島問題を学ぶ」講座第5回講義録、2008年10月26日、島根県立図書館集会所、3頁に著者による大韓民国外務部『獨島問題概論』1955所収の韓国語の政府公文の翻訳あり。

6 『朝日新聞』、2012年8月30日夕刊、1頁。

た中井養三郎氏からの領土編入貸下願いを契機として、1905年1月28日の閣議決定によってであり、同年2月22日に名称と所管が島根県知事により告示された。同年5月知事は竹島を官有地台帳に登録し、同年6月アシカ漁を許可、翌1906年3月には実地調査も行なわれた。同年7月以降漁業者に貸し付けて官有地使用料を徴収した。1940年に竹島は海軍用地になったが、漁業許可と土地使用料の徴収は継続した<sup>7</sup>。

竹島の領有の根拠に関する両国の主張の分析については、これをすぐれた先行研究に譲ることとし<sup>8</sup>、本稿は、もっぱら、竹島に対する韓国のいわゆる「実効的支配」が法的根拠を欠くことを論証することに集中したい。

## 2 日韓基本条約、漁業協定及び大陸棚協定における竹島の扱い

日韓両国の間には、竹島の扱いに間接的に係わる条約・協定として、1965年の日韓基本関係条約及び漁業協定、これを改定した1998年の漁業協定、並びに1974年の北部大陸棚境界画定協定がある。まず1965年の基本関係条約の締結交渉に際して、我が国は竹島問題をその一環として処理することを目論んだが、韓国はそれを固有の領土ゆえ両国間の懸案事項とすることはできぬとし、我が国が日韓関係の正常化という「大局の見地」から方針を軟化させ、条約上の処理を見送ることとした<sup>9</sup>。また紛争解決に関する交換公文においても、これの適用対象として竹島の名前は明記されない結果になった<sup>10</sup>。これと同時に行われた漁業協定の交渉においても、12海里の漁業専管水域の外側に共同規制水域を設けるに当たって、竹島問題を棚上げした。

7 この段落の記述は、もっぱら註5の塚本論文11頁に依拠する。なお、上記1905年の閣議決定以前の17世紀以来の状況について、同論文11-12頁を、1951年の対日平和条約との関係について、同13-15頁を、1947年9月竹島が米軍爆撃訓練用地として指定され1952年7月日米安全保障条約に伴う行政協定に基づいて米軍爆撃訓練用地として提供されたことについて、同15-16頁をそれぞれ参照。また、韓国側の主張については、同論文16-21頁を参照。

8 近年の研究成果として、前註5の塚本論文、中野徹也①「竹島の帰属に関する一考察」、『関西大学法学論集』第60巻5号(2011年1月)及び同②「1905年日本による竹島領土編入措置の法的性質」、『関西大学法学論集』第61巻5号(2012年1月)、並びにそこに引用・参照された著者自身の諸論考及びそれに先行する他の著者達の諸論考を参照。

9 衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会昭和40年10月27日会合における佐藤首相の答弁。註8の中野論文①、107 - 108頁、註18)に依る。

10 大壽堂鼎『領土帰属の国際法』(東京:東信堂、1998年)、第3章「竹島紛争」、125 - 126頁。

1974年の北部大陸棚の境界画定交渉においても、境界の画定という問題の性質上竹島がより先鋭的に係わり、境界線の北限がそこまで延びないように配慮する形で再び棚上げされた。更に1998年の現行漁業協定の際も、両国が1996年に相次いで国連海洋法条約を批准する一方、それぞれ200海里排他的経済水域を設定しその限界が重なり合う関係から、竹島を囲い込む「北部暫定水域」を設定して三度竹島問題を棚上げたのである<sup>11</sup>。

この間、韓国は警備隊の駐屯、灯台の設置、竹島を図案にした切手の発行、実地測量による地図の作成、植生調査などの学術調査の実施、民間人の住所登録、各種建造物の建築、埠頭・ヘリポートの建設等、多くの行政権行使や物理的管理を行なってきた<sup>12</sup>。ほかにも、観光客を竹島に送り込み一時的に滞在させるなどの措置も講じていると聞き、最近では李明博前大統領が2012年8月10日竹島に上陸するというパフォーマンスを見せたこと<sup>13</sup>も記憶に新しい。これらの行動・措置を韓国は「実効的支配」の実績だと吹聴している。

韓国のこのような「実効的支配」が成り立つためには、前提として竹島領有の正当な権原がなければならぬところ、我が国の諸先行研究によればそれが欠けているし、百歩譲って仮に韓国側の領有主張に何らかの根拠があるとしても、1952年の「李承晩ライン」設定以来ずっと我が国との間で領有が争われているという厳然たる事実がある。そして、前述のように、両国間の3回にわたる重要な条約・協定交渉において竹島問題が解決困難な問題として棚上げされており、この間に韓国が一方的に積み上げてきた「実効的支配」なる行為や措置が、果たして国際法上効力のあるものといえるかどうかを確かめてみる必要がある。

## 3 韓国の実効的支配の主張

国際法において、領土の領有に関して「実効的支配」が重要なことは

11 1998年の日韓漁業協定の締結交渉を巡る竹島の扱いについて、簡単には次の文献を参照。杉山晋輔「新日韓漁業協定の意義」、『ジュリスト』第1151号(1999年)及び深町公信「日韓漁業問題」、水上千之編『現代の海洋法』(東京:有信堂、2003年)所載。

12 註5の塚本論文、21頁。なお、1966年から2010年に至る間の両国間の主な遣り取りを簡潔な表にまとめたものとして、註8の中野論文①、110 - 112頁を参照。

13 *The Japan Times*, 11 August 2012, p. 1.